

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)				区分		
17	高額医療費共同事業拠出金				新規	拡大	継続
会計区分		款	項	目	所管		
国民健康保険事業特別会計		7	1	1	保健福祉局 福祉部 国民健康保険課		
事務事業の位置付け							
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名			
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名			
根拠法令・条例・規則等		埼玉県国民健康保険団体連合会保険財政安定化事業・高額医療費共同事業規則					
予算要求事業の概要							
内容	1件当たり80万円を超える高額な医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和することを目的に、国民健康保険団体連合会が実施主体となり、県内各医療保険者が参加して行う高額医療費共同事業(再保険事業)に係る拠出金です。						
目的・目標	<p><目的> 県内各医療保険者の保険財政の平準化及び財政の安定化を図ります。</p> <p><目標></p>						
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)> 当初予算算定時に、前年実績を基に積算しましたが、4月に提示された請求額と見込額に差額が生じたため、不足額が生じています。</p> <p><課題> 拠出金の金額は、県内市町村国民健康保険保険者の医療費等を基準としていますが、本市の医療費や国民健康保険加入者数だけで推測できるものではありません。</p>						
今後のスケジュール	補正予算成立後、納付期限までに納付します。						

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	国民健康保険団体連合会の規則により県内国民健康保険の保険者に納付が義務付けられています。補正しなければ拠出金が納付できません。
	実施義務	根拠法令等 埼玉県国民健康保険団体連合会保険財政安定化事業・高額医療費共同事業規則
	他市の実施状況	政令市：全市実施 県内他市：全市実施
効果	対象者	埼玉県国民健康保険団体連合会
	効果	法令により各医療保険者に納付が義務付けられている拠出金を納付します。

3 補正前予算と補正予算要求の内容

(単位：千円)

区分		金額	備考
平成23年度	補正前予算	1,862,157	<積算内訳> 1 高額医療費共同事業拠出金
	財源内訳		
	国庫支出金 465,539 県支出金 465,539 共同事業交付金 931,079		
9月補正予算	補正予算要求	303,999	<積算内訳> 1 高額医療費共同事業拠出金
	財源内訳		
	国庫支出金 76,000 県支出金 76,000 共同事業交付金 151,999		・国庫補助金 補助率 1/4 ・県補助金 補助率 1/4
	財政局長査定	303,999	<査定内容> 1 高額医療費共同事業拠出金
	財源内訳		
	国庫支出金 76,000 県支出金 76,000 共同事業交付金 151,999		・国庫補助金 補助率 1/4 ・県補助金 補助率 1/4
	<査定理由> 事業の実績に基づき確定した拠出金であり、速やかに対応する必要があると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
	市長査定	303,999	<査定内容> 1 高額医療費共同事業拠出金
	財源内訳		
	国庫支出金 76,000 県支出金 76,000 共同事業交付金 151,999		・国庫補助金 補助率 1/4 ・県補助金 補助率 1/4
	<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		